

# 旭陵ゴルフクラブ 会則

## 第1章 総則

第1条 本クラブは、旭陵ゴルフクラブ東京支部会と称し、本クラブの主催するゴルフ大会を旭陵ゴルフ会と呼ぶ。

第2条 本クラブは、ゴルフ大会を通じて広く同窓生同志の親睦を図り旭陵同窓会東京支部の発展に寄与するものである。

## 第2章 会員

第3条 会員資格は、旭陵同窓会会員資格と同一とする。

## 第3章 役員

第4条 本クラブは、次の役員を置き任期を3年とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事会 若干名

第5条 事務局は旭陵同窓会東京支部会の当該幹事期生があたる。

## 第4章 ゴルフ会

第6条 年2回原則として春・秋季に開催し、その実施日時、会場決定等の大会運営については幹事会が行う。

第7条 ゴルフ会の費用は参加者の各自負担とする。

第8条 ゴルフ会の会計報告等実施報告は、事務局がまとめて次回の事務局（次期幹事期の代表世話人）に引き継ぐ。

## 第5章 総会

第9条 ゴルフ会の表彰式時に総会を併せて開催（春）し、改定など必要が生じた場合はこの大会で決定する。

第10条 本会則は平成6年11月20日を以って発足時とする。